

第1章 計画改定の背景と趣旨

1 計画策定の経緯

現行計画の期間満了 2023 (令和 5) 年 3 月や県の新たな総合計画の策定、国における消費者行政や社会経済情勢の変化等を踏まえ改定

2 計画の位置づけ

消費生活条例及び消費者教育推進法に基づく、県の消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針

3 計画の期間

2022 (令和 4) 年度から 2026 (令和 8) 年度までの 5 年間

4 社会経済情勢の変化

- ・コロナ禍の影響による消費生活の変化
- ・民法改正による成年年齢引下げ
- ・消費者の多様な消費行動や意識の変化等
- ・高齢者等の消費者被害

5 計画改定の視点

- ・コロナ後を見据えた対応
- ・若年層の消費者被害防止
- ・持続可能な社会を目指した消費生活の推進
- ・高齢者等の消費者被害防止

6 国や県の動き、相談状況

○国の動き

第 4 期消費者基本計画の策定、関係法令の改正等

○県の動き

第 3 次基本計画の期間中における主な取組等

○市町の動き

- ・消費生活センターの全市設置、相談員の全市町配置
- ・消費者安全確保地域協議会の設置 (11 市設置)

○県消費生活センターの役割と相談状況

相談件数と内容の分析等

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

現 状	課 題
・コロナ禍の影響による消費生活の変化	・コロナ後を見据えた対応
・相談体制は一定程度整備 ・相談内容は日々複雑・多様化	・消費生活相談窓口の充実、認知度向上
・多様な消費行動や意識の変化 ・国による倫理的消費の推進	・持続可能な社会を目指した消費生活の推進
・民法改正による成年年齢引下げ ・消費者の特性に応じた学習教材の提供・啓発講座の実施	・若年層への消費者教育の推進 ・デジタルを活用した消費者教育及び情報発信
・消費者を取り巻く環境の変化への対応 ・特殊詐欺等の高齢消費者被害の増加	・学校や関係団体と連携した消費者への普及啓発 ・高齢者等の消費者被害の未然防止・見守り活動の強化

第3章 施策の展開

【目 的】

県民の消費生活の安定及び向上を図ること

【基本理念】

「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」

1 消費生活における安心・安全の確保

- (1) 商品及びサービスの安全性の確保等
- (2) 生活関連物資の安定供給
- (3) 消費者取引の適正化
- (4) 被害防止に向けた取組の強化

新(5) コロナ後を見据えた対応

○電子商取引の浸透など消費生活のデジタル化による新たなトラブルを防止するための情報発信

2 消費生活相談の充実、紛争の適切な解決の促進

- (1) 消費生活相談の充実
- (2) 紛争の適切な解決の促進

3 持続可能な社会を目指した消費生活の推進

- (1) 消費者団体等の活動の促進
- (2) 消費者リーダーの活動の促進

拡(3) エシカル消費をはじめとする持続可能な社会を目指した取組の推進

○消費者団体や事業者等と連携しエシカル消費の普及啓発を推進

新<消費に係るSDGsの取組>

○庁内関係部局と連携し食品ロスやCO2削減、地産地消の取組等を推進

- (4) 消費者向け情報の発信
- (5) 消費者の意見の反映

4 消費者教育の推進及び情報発信

- (1) 地域における消費者教育の推進
- (2) 学校等における消費者教育の推進
- (3) 消費者の特性に配慮した消費者教育の推進

拡(4) 成年年齢引下げへの対応

○若年層への SNS 等を活用した消費者教育を推進するとともに学校と連携した取組を強化

(5) 消費者の自立の支援を担う人材の育成

新(6) デジタルを活用した情報発信

○インターネットや SNS 等を活用した情報発信

5 連携・協働の推進

(1) 国・他の自治体との連携・協働

新(2) 警察との連携・協働

○消費者被害防止の普及啓発キャンペーン等を実施

(3) 学校との連携・協働

○教職員への消費者教育の研修を実施

(4) 消費者団体や民間事業者等との連携・協働

○地域における見守り活動等を実施

〔評価指標〕

1 消費者安全確保地域協議会の設置市町数

【11 市 (R3) → 全 19 市町 (R8)】

施策 1

2 被害発生時相談先としての消費生活センターなどの選択率

【65.2% (R3) → 70% (R8)】

施策 2

新3 やまぐちエシカル推進パートナー登録事業所数

【115 事業所 (R3) → 230 事業所 (R8)】

施策 3

4 高等学校・大学等の「やまぐち・くらしの安心ネット」の活用率

【92.2% (R3) → 100% (R8)】

施策 4

5 188見守りサポーターへの参加事業者数

【209 事業者 (R3) → 250 事業者 (R8)】

施策 5

第4章 計画の推進

1 推進体制

国や他の都道府県、市町、関係団体及び庁内関係部局や警察及び教育委員会等との緊密な連携により計画を推進

2 進行管理

消費者施策の評価・検証を毎年度行い、社会経済情勢の変化等に応じて見直しを実施